

公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

平成 22 年 10 月 4 日

農林水産省、国土交通省告示第 3 号

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材の利用の促進の意義

(1) 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていること

から、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

（1）国の取組

国は、法第3条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。

このため、各省各庁の長は、法第7条第2項第4号に規定する公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「各省計画」という。）を速やかに作成し、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図るものとする。

また、国は、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物の整備の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、地方公共団体、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、当該木材の品質の確保や安定的な供給の確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

さらに、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法第7条第7項の規定に基づき、第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の本基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該実施状況

を踏まえて講ずべき措置と併せ公表するものとする。これにより、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資することはもとより、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進にもつなげていくものとする。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、地方公共団体は、積極的に法第8条に規定する都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）又は法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）を作成することが期待される。

また、地方公共団体は、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、都道府県方針又は市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

さらに、地方公共団体においては都道府県と市町村相互の連携を緊密にすることにより、例えば木材の調達について区域内の情報を提供するなど、木材の利用に取り組むやすい体制整備に努めるものとする。

(3) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び都道府県方針又は市町村方針を踏まえ、国又は地方公共団体が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における木材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

例えば、公共建築物を整備する者にあつては、公共建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する公共建築物において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。また、木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、国又は地方公共団体を含め、相互に連携しつつ、公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が

講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たす物品等）等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（5）国民の理解の醸成

国及び地方公共団体は、公共建築物における木材の利用を効果的に促進するとともに木材の利用の促進に向けた国民各層の自発的な努力を促していくためには、木材の利用の促進に関する国民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

（注）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

（1）国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く国民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

（2）国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く国民に利用され、国民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併

設される商業施設を除く。)の建築物が含まれる。

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

このため、国及び地方公共団体は、第1の2の公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、法に基づく木材製造の高度化に関する計画の認定、公共建築物における木材の利用を担う設計者や木材の加工技術者その他の人材の育成、強度や耐火性に優れた木材や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、カーボン・フットプリント(CFP)やライフサイクル・アセスメント(LCA)等を活用し、国産材その他の木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、公共建築物における木材の利用がその利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果に関する調査研究等に努めるものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。

しかしながら、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるな

ど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。

このため、公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

なお、建築基準法における3階建ての木造の学校や延べ面積3,000平方メートルを超える建築物に係る規制に関し、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、「耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。＜平成22年度中検討開始、結論を得次第措置＞」とされていることから、当該規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用

した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

（1）所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

（2）所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第3の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び（1）の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

（3）その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定めるものとする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた

木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、国は、地方公共団体とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第 10 条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用をはじめとする必要な施策の着実な推進を図るものとする。

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

法第 10 条に規定する木材製造の高度化に関する計画の内容は、以下のすべてを満たすものとする。

- (1) 木材製造の高度化の目標及び内容（公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模を含む。以下同じ。）

木材製造の高度化の目標については、当該木材製造の高度化に取り組む結果、公共建築物の整備の用に供する木材の供給の担い手として十分な能力を有することとなるよう、具体的に定められていること。

また、木材製造の高度化の内容については、公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の整備その他の木材製造の高度化のために講ずる措置及び当該措置の実施体制について具体的に定められているとともに、当該措置について、年次計画が具体的に記載されたものであること。

なお、木材製造の高度化の内容は、以下を満たすものであること。

- ① 現有の施設・機械の活用を含め、公共建築物における利用に適した木材の適切な供給に必要な製造能力を有する種類及び規模の施設・機械の整備が図られるものであること。
 - ② 森林の適正な整備を図る上で支障のない木材の確実な供給のため、原木の調達に当たって合法性等に係る証明の確認の徹底等が図られるものであること。
 - ③ 木材製造の高度化に関する目標の達成に必要な知識又は技術を有する人材の確保等が図られるものであること。
 - ④ 建築基準法に基づくシックハウス対策等に係る建築材料に該当する木材を製造する場合にあっては、当該木材の製造に当たり、適切なシックハウス対策を講ずるために必要な施設の整備及び人材の確保等が図られるものであること。
- (2) 木材製造の高度化の実施期間
- 5年以内であること。なお、木材製造の高度化の実施期間は、木材製造の高度化のために講ずる措置のすべてを実施し、木材製造の高度化の目標を達成するのに要する期間とする。
- (3) 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 木材製造の高度化のために講ずる措置のすべてを実施するのに十分な資金が、当該措置を講じようとする時期（年次）に適切に調達できると見込まれるものであること。

3 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、国は、法第 14 条の規定に基づく国有の試験研究施設に係る使用料の減額のほか、新たな製品の開発や高性能な木材製品の製造に資する施設・機械の整備に対する支援に努め、木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、木材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

地方公共団体は、都道府県方針又は市町村方針を作成する場合には、この基本方針（市町村方針を作成する場合にあっては、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が定める都道府県方針）に即し、地域の実情及び関係者の役割分担等も踏まえて、当該地方公共団体の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これら施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画、住宅・建築など公共建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも都道府県又は市町村の区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、都道府県又は市町村以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これら都道府県又は市町村以外の公共建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

なお、都道府県又は市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイ

クルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。